



医療事務119番

相談できる。こたえてくれる。

平成28年度
診療報酬改定
レポート

2016年3月30日

今回の改定で煩雑な施設基準が出されたため、次のお問い合わせを多く頂きます。

疑問？

在宅療養支援歯科診療所でなければ 歯科訪問診療料は算定できなくなりますか？

最初にお伝えしたいことは、点数や算定要件等は変更になりますが、1年間の経過措置が設けられているため平成29年3月31日までは訪問診療を実施した際の歯科訪問診療料等の算定は従来通りに可能です。これから1年間で施設基準等を整備し厚生局へ届出をしなければ、歯科訪問診療料等は算定できなくなるということです。ご注意ください！歯科訪問診療の施設基準について整理したいと思います。

Step.1

① 訪問診療はしていない。
今後もする予定はない。

① 届け出は不要です！
ここで終了です。

② 現在訪問診療をしている。
又は今後は実施する予定をしている。

② 届け出は必要です！
全ての医療機関が届出をしなければなりません。

Step.2

29年4月からはこう変わります！

Type1～3までに該当する先生方は、全ての医療機関（現在歯援診であっても）が届出をしなければなりません！訪問診療を実施する施設基準は全部で5通りに分かります。

29年4月以降も歯科訪問診療料等 算定可能です

Type
1

施設基準難易度
★★★★★

一般歯科
診療所

訪問診療料等 **算定可能**

在宅療養支援歯科診療所（歯援診）ではないが、直近1か月のレセプトの外来分が5%以上である

Type
2

施設基準難易度
★★★★★

在宅療養支援
歯科診療所

訪問診療料等 **算定可能**

在宅療養支援歯科診療所（歯援診）であって、直近1か月のレセプトの外来分が5%以上である

Type
3

施設基準難易度



在宅療養支援歯科診療所
及び在宅専門

訪問診療料等 **算定可能**

在宅療養支援歯科診療所(歯援診)であって、直近1か月のレセプトの外来分が5%未満だが、下記の基準を全て満たしている

【外来のレセプトが5%未満の医療機関が歯援診を申請するには下記基準をクリアしなければならない】

- ①過去1年間に5カ所以上の保険医療機関から初診患者の診療情報提供書を受けている
- ②当該医療機関で行われる歯科訪問診療のうち、6割以上が歯科訪問診療1を算定している
- ③在宅歯科医療に係る3年以上の経験を有する歯科医師が勤務している
- ④歯科用ポータブルユニット、歯科用ポータブルバキュームおよび歯科用ポータブルレントゲンを有している
- ⑤歯科訪問診療において、過去1年間の診療実績が次の要件全てに該当していること
 - イ) 抜髄及び感染根管処置の算定実績が合わせて20回以上であること
 - ロ) 抜歯手術の算定実績が20回以上であること
 - ハ) 有床義歯新製をした回数、有床義歯修理および有床義歯内面適合法の算定実績が合わせて40回以上であること。
但しそれぞれの算定実績は5回以上であること

29年4月以降は歯科訪問診療料等が算定できず、
初・再診料に相当する点数を算定する

Type
4

訪問診療料等 **算定不可**

在宅療養支援歯科診療所(歯援診)であるが、直近1か月のレセプトの外来分が5%未満で、下記の基準を満たしていない

- ①過去1年間に5カ所以上の保険医療機関から初診患者の診療情報提供書を受けている
- ②当該医療機関で行われる歯科訪問診療のうち、6割以上が歯科訪問診療1を算定している
- ③在宅歯科医療に係る3年以上の経験を有する歯科医師が勤務している
- ④歯科用ポータブルユニット、歯科用ポータブルバキュームおよび歯科用ポータブルレントゲンを有している
- ⑤歯科訪問診療において、過去1年間の診療実績が次の要件全てに該当していること
 - イ) 抜髄及び感染根管処置の算定実績が合わせて20回以上であること
 - ロ) 抜歯手術の算定実績が20回以上であること
 - ハ) 有床義歯新製をした回数、有床義歯修理および有床義歯内面適合法の算定実績が合わせて40回以上であること。
但しそれぞれの算定実績は5回以上であること

Type
5

訪問診療料等 **算定不可**

在宅療養支援歯科診療所(歯援診)ではなく、直近1か月のレセプトの外来分が5%未満である

重要!!

現在、在宅療養支援歯科診療所(以下、歯援診)であっても新たに届出が必要です。
歯援診の施設基準である「高齢者の口腔機能管理に係る研修の受講」は過去4年以内のものが有効です。但し、既に歯援診の指定を受けている医療機関は、研修を受講したのが4年以上前のもので「継続」という扱いで新たに受講する必要はないようです。